

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成27年7月21日（火） 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後4時04分

場 所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 遠藤 浩
副委員長 卯月 政人
委員 高野 剛 塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖
山下 政樹 猪股 尚彦 佐藤 茂樹 早川 浩
上田 仁

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

企画県民部長 守屋 守 企画県民部次長 布施 智樹 企画課長 上野 直樹
森林環境部長 一瀬 文昭 森林環境部次長 保坂 公敏
森林環境部技監 小島 健太郎 森林環境総務課長 若林 一紀

農政部長 橘田 恭 農政部次長 大熊 規義 農政部技監 渡邊 祥司
農政総務課長 丹澤 尚人 畜産課長 駒井 文彦
県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部次長 古屋 金正
県土整備部技監 大久保 勝徳 県土整備部総括技術審査監 松永 久士
県土整備総務課長 清水 正 道路整備課長 丹澤 彦一 建築住宅課長 渡井 攻

議題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

午前10時2分から11時42分まで企画県民部、森林環境部関係（午前10時48分から午前11時13分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ、午後1時34分から午後4時4分まで農政部、県土整備部関係（午後2時30分から午後2時54分まで、午後3時28分から午後3時58分まで休憩をはさんだ）の部局審査を行った。

（公財）山梨総合研究所（企画県民部）、（公財）やまなし環境財団（森林環境部）関係

質 疑

（（公財）山梨総合研究所について）

桜本委員 経営状況説明書16ページの2番、自治体等から受託した公益目的事業の調査・研究事業の分野の（1）山梨県市町村課、市町村等からの委託研究ということで、施設設計等と書いてありますが、山梨総合研究所の中に設計士がどなたかおいでになるんですか。

上野企画課長 設計を専門とする職員はおりません。具体的な建物の設計ということではなく、

施設の役割等を考えた効率的な配置だとか必要な施設数などを考えるような内容だと思えます。

桜本委員 それでは、文言としては例えばコンサルタントとか、そういった技術者がいないのに施設設計と表記するのはちょっと行き過ぎなのではないでしょうか。

上野企画課長 御指摘のとおりだと思います。表現をもう少し適切に理解できるような整理にさせていただきたいと思えます。

桜本委員 その部分から入りたいと思うんですが、施設設計と表現してある部分において、過去どんなところを具体的に手がけてきているのでしょうか。

上野企画課長 例えば平成26年度ですと、世界遺産センターの周辺整備基本計画策定支援業務を行っております。

桜本委員 今年、南アルプス市長がかわって庁舎建設がストップした件で、山梨総研がかかわっていたということで、南アルプス市議会から山梨総研のかかわり方、あるいは指導というか、そういった点でいろいろ御不明な点があったと聞いています。また、山梨県建築設計協会、建築士事務所、建築士会といった3つの一般社団法人から、適正な助言等をしていただいていたのかといったお話も聞いているのですが、どんなかかわり合いを持った業務をしてきたのでしょうか。
また、今の話の前に、防災新館建設の折、何かかかわり合いがあったのでしょうか。それについても教えてください。

上野企画課長 防災新館については、直接かかわりないということであります。また、26年度においては、南アルプスの市庁舎建設基本構想基本計画策定支援という業務を行っております。

桜本委員 その中のプロポーザルの方式に関して、山梨総研で南アルプス市に対して、委託契約に基づいた支援をしていたという話を聞いたのですが、具体的に幾らぐらいのものでどんな支援内容だったのでしょうか。支援に至るまでのいきさつを教えてください。

上野企画課長 金額につきましては、194万円余りの金額で受託している業務であります。具体的な業務内容については、申しわけありません、承知しておりません。

桜本委員 先ほど、設計士や、設計にかかわる専門的な職員人がいない中で、経営状況説明書の表記は誤りがあるというお話を課長から受けました。私も地元の間人ですので、具体的に約60億円といったものを建設するいきさつの中で、そのスタートで194万円のプロポーザル等に対する支援を行う委託契約を結んだということですが、専門家がない中でこういったものが受けられたじゃないですか。

上野企画課長 詳細な内容については把握しておりませんが、名称が計画策定支援ということですので、個々の建物をどのように建てるかという建築的な側面ではなく、手続をどう進めるかとか、どのように建物の配置を考えたら合理的かなど、計画をつくるための準備、調査等を行ったものだと考えています。

桜本委員 私がここで指摘したいのは、数字上のものだけではなくて、やはりこの内容を

わかっている人に来ていただかないと。わからないということであれば、これ以上話を進めることができないじゃないですか。委員長、いかがでしょうか。

遠藤委員長 委員から内容についての説明を聞きたいということですが、今、説明はできないということなんでしょうか。時間を要しますか。

桜本委員 後ほどと言われましても、話を聞くのはただそれだけのことではないわけです。いきさつだとか、その当時市町村の中で起こってきた話とか、あるいは先ほど私が述べた一般社団法人の3団体の中で、山梨総研が進めたものが、山梨のこれからの設計関係の方向性を決めつけてしまい、この3団体が非常にその辺で意見が合わないと。こちらは一般社団法人で専門家です。国の上部団体があり、市町村に下部団体ある中で、山梨総研として進めた内容が全国の流れとそぐわないんじゃないかという話も出ているわけですから、やはりどなたかわかるような方がおいでいただかないと、やりとりができないと思います。これは本当に委託契約やそれからの問題にも結びついておりますので、どなたかやはりわかる方に来ていただいて、生の声をお聞きしたいと思います。

遠藤委員長 その点につきましては、この審査をするに当たり山梨総研からの補助員として出席をいただいているわけですが、補助員から内容は把握できないんでしょうか。

上野企画課長 設計につきましては、総研でやっているのは計画づくりだけですので、設計まで踏み込んだようなものではないということ、それから、設計について必要がある場合は外に委託をして作業をしていただいていること、そういう意味で山梨総研では設計に関してもちろん知見もありませんので、そこについてはっきりした総研としての考え方を出して方向性を出すようなものではないということとをまず御理解いただければと思います。

遠藤委員長 例えば194万円の内訳とか内容とか、そういう説明はできないですか。

上野企画課長 山梨総研からも来ていただいていますので、話を伺いながら御説明させていただく方向でよければ、それでお話をさせていただきたいと思います。

遠藤委員長 それでは、回答をいただくまで休憩といたします。

（ 休 憩 ）

桜本委員 先ほど上野課長から防災新館には一切山梨総研はかかわり合いないというお答えだったんですが、再度お聞きしますが、間違いございませんか。

上野企画課長 防災新館の設計にはかかわっていないと思います。

桜本委員 さっきの話は、以前にも山梨総研として防災新館にかかわっていたのかを私はお聞きしているわけです。先ほど一切かかわっていないということに関して真偽のほどはどうなんですかということです。改めてお聞きします。

上野企画課長 先ほどの答弁どおりで結構でございます。

高野委員 私が聞いている話では、あの模型とかは、山梨総研から出てきたという話を当

時間いているんだけど、その辺についてはどうなのか。

上野企画課長 模型についても山梨総研ではないと伺っています。

高野委員 かかわっているかいないかということをもまず聞いている。どうかかわり方しているのか。お金の方はどうなのか。山梨総研自体は設計屋でも、土地開発公社でも何でもない。かかわるといのは、話でかかわっているということなんだ。何でそれをかかわっておりませんというの。ましてこの防災新館は県庁内でも公的建物の中でも大きなものだったのに、山梨総研がかかわらないなら山梨総研はいらないじゃないか。その意味では、おかしくないか。

上野企画課長 詳細は承知していないところもありますが、基本的に総研が設計……。

高野委員 詳細はかかわらないからわからないじゃないんだ。あんたたちが管理をして山梨総研が運営されているんじゃないのか。詳細がわからないという話では、詳細がよくわかってからこの委員会するのではないか。そうでなければする必要ないじゃないか。何でもかんでも後にしてくださいとか、わからないからとか、委員会はそんな話ではないはずだ。この特別委員会は調査研究のためにやっているんだ。こういう調査をしながら、おかしいところがあったら、それを次に生かしてどうやるのかをこの委員会は決めるわけじゃないか。後だとか、それはおかしいよ。ちょっと時間を下さい、よく調べますじゃわかるけど。間違いなく、全然かかわりが本当はないのか。休憩して、そこのところをもう1回調査してもらうように。

遠藤委員長 答弁には調査が必要だと思いますので、ここで休憩をいたします。

（ 休 憩 ）

高野委員 企画課が承知している話ってその程度のものなのか。そんなことではこんな委員会やる必要ないじゃないか。だから、山梨総研については別の日に、十分に答えられるようにしてからやるか。このまま続けても意味ない。今から答えることは全部うそだと思う。あれだけ何回も確認したんだ。今から、何か質問をしても、その答弁にかかわるものが全部もうそだよ。うそというのは、課長が知らないということだ。それでまだ委員会続けられるか。そこのところをよく考えてみてほしい。二度とうそは言いませんと言って、またうそがあったらどうするのか。

上野企画課長 本当に大変申しわけございませんでした。十分な確認をせずに答弁したことを深く反省しております。また間違ったらどうするんだというお話しいただきましたが、次は間違えないようにきちっと確認して御説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

高野委員 そういう話よりも、そこまで言い切ったものが全然違っていたということになると、山梨総研は何にかかわるのか。例えばこういう資料を見ても、事業をやったことは書いてあるが、成果は1つも書いてない。ただお金出して何かやれということだけなら、何も企画課でやればいいじゃないか。山梨総研不要論になるんじゃないか。それで、あなたがまたちゃんと打ち合わせをして答えるならいいけど、1時間ほど話をして答えるといったって、答えられるわけじゃないか。この問題については、別に日を充てても、課長が補助員とよく相談をして完全に答えられるようにするのか、その辺だけはっきりしてほしい。それであれば、

今、山梨総研はここで終わって、別に日をつくって、やるようにしてもらったらどうでしょうかね。

遠藤委員長 委員の皆様にお諮りさせていただきたいと思いますが、日程調整等は今すぐにはできませんが、その方向でいかがかお伺いいたします。もう1つの方法としましては、山梨総研に調査に行くということも選択肢としてありますが。

（「委員長一任」と呼ぶ声あり）

遠藤委員長 それでは、この件につきましては、委員長一任ということで後日御連絡を申し上げます。

質疑

（（公財）やまなし環境財団について）

桜本委員 この環境財団で非常に目につくのは、出資法人の活用、組織活性化の努力ということで人材を広く求めるという中で、この参考資料によると、役員就任期間等15年から20年未満の方々が3人おられるのですが、こういった流れの中でこういった状況が起きているのか。やはり15年から20年という相当長い年月でございます。例えば143ページの役員名簿を見ると、専任の方の中で9年の方が3人おられる。そしてまた、評議員を見ても、平成9年の方、平成11年の方がいるように、県としても組織に対して広い意味の人員交流ということを見ると、やはり県のほうからも改めて人材の交流ということで、団体に対して、そろそろかえていただけないかと言うべきではないでしょうか。これだけ長くの年月いるわけですので、役職をちょっと離れているポストにいるとか、あるいは年齢的にも組織の中でかなりの上のほうに来ていますが、皆様方はどのような感覚でおいでになるのでしょうか。

若林森林環境総務課長 ただいまの委員の任期に対する考え方についての御質問にお答えいたします。委員御指摘のとおり、確かに長期にわたって役員を務めている方が理事においては3名ほどいらっしゃいます。この方々について個別に事情を申し上げますと、団体の設立が平成9年11月だったのですが、団体設立当初からこの団体に非常に深くかかわられ、リーダーシップをとって参画をされた方がお二方いらっしゃいます。お1人は団体の代表者ですが、現在は相談役に退いています。もう一方が大学の教授、現在、名誉教授に退かれていらっしゃいます。それからもうお一方は、こちらでお願いしている団体の宛て職として選任されている方がございまして、当時からこの方については異動がございましたもので、平成9年以降ずっとお願いしているという経過がございます。委員御指摘のとおり、多様な人材を理事なり役員の中に求めていくというのは私どもも大変必要なことだと思っておりますので、今後もそういったことに配慮しながら適切な役員構成に努めてまいりたいと考えております。

桜本委員 もう1点、環境に特化している部分もありますので、やはり人材については幅広く参加をしていただき、例えば、PTAの方とか、あるいは環境教育についてだとか、いろいろなそういった意味も含めてやはり広い分野から選定をしていただくということがこれから肝心ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

若林森林環境総務課長 ただいまの委員の選定の方針についての御質問にお答えいたします。委員御指摘のとおり、環境保全というのは非常に幅広い分野にかかわるものでございまして、教育から産業まで非常に多岐にわたっていると私どもも認識しております。そういったことから、平成 23 年に公益財団に移行した際には、新たに環境カウンセラーとか、これは民間の環境活動を行っている団体の方であります。あるいは、大学の教授でこの分野を専門にしている方とか、そういった方々にお声がけいたしまして、新たに参画していただいたという経緯がございます。

今、委員から御指摘がありました教育関係ということになりますと、PTA という具体的な御提言もございましたので、現委員の任期はまだあるわけですが、また次期改定時期にはそういった意見を十分踏まえまして委員の選任に当たってまいりたいと思います。

桜本委員 結構です。

塩澤委員 今の話の関連です。役員がかなり固定化されている感じも見受けられ、中には高齢な人もいるのではないかという話も聞いているんですけども、年齢構成はどうなっているのでしょうか。

若林森林環境総務課長 委員の年齢構成についての御質問にお答えいたします。まず理事についてであります。80代の方が3名いらっしゃいます。このほか、70代の方が2名、60代の方が1名、50代の方が2名、それから、40代が1名ということで、確かに御指摘のとおり、70代、80代の方がいらっしゃることは事実でございます。以上であります。

塩澤委員 先ほどのそれなりに精通している人というお話もありましたが、やっぱりあまり高齢になってくるとというのは、こういう出資法人等に対して見た場合にもどうかというのがあります。定年みたいなもの、そういった年齢的な定年制についてはどのように考えているのでしょうか。

若林森林環境総務課長 ただいまの委員の定年についての御質問にお答えいたします。特に定款あるいはその他の規定でもって委員について具体的に定年を定めているということはありません。

塩澤委員 高齢の人はなかなか動きが若い人に比べればという部分はあると思うんですけども、そういった部分での支障は今までどうでしょうか。

若林森林環境総務課長 委員さんの高齢に伴うことによる支障ということなんでございますが、私ども運営に携わる中で、委員さんそれぞれがバックボーンとしてお持ちになっていらっしゃる団体のお力あるいはネットワーク、こういったものを高齢の方であっても十分に活用していただいて、それを環境財団に生かしていただいていると認識しております。ただ一方で、委員御指摘のとおり、あまりに役員構成の年齢が高齢化するのはいかがなものかという意見があるのは確かに御指摘のとおりだと思いますので、そういった点についても今後十分検討してまいりたいと思います。

塩澤委員 今、その役員の方にかかわってのバックボーンとかいう話があったんですけども、その人がいなければ、そのバックボーンというか、そこら辺は活用できないということですか。

若林森林環境総務課長 委員が持つバックボーンの利用についてであります。確かにその方がいないとそのバックボーンが全く活用できないのかということになりますと、そういったことはないと思います。私も事務局や関連する役員が足で稼ぐということではできると思います。ただ、やはりその方が持っているネットワーク、それから、団体の長としてこれまで培ってこられたいろいろな実績、これを評価している方が社会的に多いことも事実でありまして、その方の力を使うことによって環境財団の活動がより円滑になるということもございます。ですから、これはなかなかてんびんにかけることは難しいのですが、今の段階では、環境財団としては非常にそういったバックボーンを活用させていただいているのが現状でございます。

桜本委員 そういふこと言われると困るんです。というのは、1人の方が何年も言ってくるといふことは、そういった人たちの声というのが固定化してしまいます。要するに、その団体の考えは、その方がいる間はずっと変わらないで行くと。人の意見もあまり聞かないで行くということにやっぱり結びついてしまうと思うんです。だから、今の考え方でおられると、私は組織を管理する中ではちょっと言葉が合わないのかという気がしますけれども、いかがですか。

若林森林環境総務課長 ただいまの桜本委員の御指摘でございますが、確かに委員の固定化による方向性の固定化といえますか、そういった御懸念は御指摘の部分はあるかと思えます。当財団としましては、理事会に対しては評議員会という牽制機関が設けられておりまして、一方でそういったバランスがとれるように制度としてはそういった仕組みを設けているわけなんです。委員の御指摘もございまして、特定の委員の意見にこの財団の運営が引っ張られることがないように、委員の任期も含めて今後十分検討させていただきたいと思えます。

佐藤委員 一般論でお伺いしたいのですが、経営状況報告書の165ページに普通預金が800万円ほどあるわけですが、他の団体等を見させていただいたときに、大体5万、10万、何十万円なんですね。当法人だけ800万円を超えて、未払いが46万4,000円あって、当然、翌年度には払われたということなんです。残していくという部分をどのように感じられているかお伺いします。

若林森林環境総務課長 ただいまの流動資産のうち普通預金残高についての質問にお答えいたします。流動資産のうち普通預金残高に立てられている800万円余であります。これは本年度事業費として充当されるべき金額でございます。本年度の事業費が予算では740万円余でございますので、この800万円はそのまま27年度の事業費として使っていくお金ということになります。ですので、毎年事業費にそれを充当していきますので、流動資産が期末ではたくさんあるように見えますが、それは翌年度に全部使ってしまう。翌年度には基本財産からまた新たに利息が発生し、期末になるとこのぐらいの額が積み上がってくるということになります。

佐藤委員 前年度720万円あるわけですがけれども、毎年期末にこういう金額を残されるということですか。

若林森林環境総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。期末に残したお金は残しております。その後、翌年度にすぐなりますので、そこから事業執行を図っています。

佐藤委員 一般論というお話を申し上げましたが、やはり期末にあんまり大きなお金を残すというのは好ましくないと思います。例えば企業会計原則だとか、企業経理基準とか、そういった部分で、何でも使えてしまうわけですよ。不正とは言いません。ですから、そういう簡単におろせる金額がいつも期末にあるということは、好ましくないと思うんですが、いかがでしょうか。

若林森林環境総務課長 当財団につきましては公益法人ということで、その用途が厳しく限定されている財団でございますので、流動資産があったとしても、それを目的外に使うということは通常考えられないわけですが、委員の御指摘もでございますので、この取り扱いについては今後十分検討してまいりたいと思います。

佐藤委員 他の出資法人、指定管理施設のほとんどが何十万とか何万ですよ。なのに、ここだけ突出して 800 万円とか 720 万円とあったので、あえてお話をしたわけです。基本的には好ましくないと思いますから、来年どのように改善するのかわかりませんが、ここはあまり大きな金額を残すべきではないという、個人的な見解ですけれども、そうしていただきたいと思います。

それから、先ほどとも関連ございますが、やはりこの名簿を見ていますと、90 歳近い方もいらっしゃいますし、その方が簡単に「はい、わかったよ」と言ったのかいかがでしょうか。

若林森林環境総務課長 90 歳近い方が確かにいらっしゃることは事実でございますが、先ほど説明を漏らしてしまったんですが、この 90 歳近い方については、本年度の総会をもっておやめになりまして、新たに別の方が任命されております。

佐藤委員 ありがとうございます。結構です。

（公財）山梨県子牛育成協会（農政部）、山梨県道路公社（県土整備部）、山梨県住宅供給公社（県土整備部）関係

質疑

（（公財）山梨県子牛育成協会について）

高野委員 経営状況説明書 440 ページの 3 番に死亡牛焼却処理業務とあるが、115 頭の死亡牛があるということか。

駒井畜産課長 死亡牛焼却処理業務につきましては、平成 13 年度に BSE という牛の狂牛病と言われた病気ですけれども、これが全世界的にはやったときに、国で特別措置法を改正しまして、24 カ月以上農家で飼われた牛が農家で死んだ場合、全て BSE 検査をしなければいけない法律ができました。検査は家畜保健衛生所ですけれども、その 24 カ月以上の検査済みの牛の頭数でございます。八ヶ岳牧場の焼却炉でございますので、そこで処理したという頭数でございます。

高野委員 そうすると、山梨県で飼われている数のうち死んだのがこれだけということか。

駒井畜産課長 山梨県の 24 カ月齢以上の牛で、ここで処理した数です。これ以外にも、市町村によっては農場に埋却処分をしている牛がございます。合計で大体百五、六十

頭ぐらいの死亡牛がございます。

高野委員 何頭中どのぐらい死んでいるのか。例年では、1年前、2年前のこの数字というのはどのようにになっているのか。

駒井畜産課長 細かい数字は今持ち合わせませんが、24カ月以上の牛は、平年150から200頭ぐらいの死亡がございます。そのうち、ここの牧場の焼却炉で焼却した頭数が115頭ということですよ。

高野委員 聞きたいのは、どのぐらい飼っていて、そのうちでこの百幾つに値するかということと、その1年前、2年前もどうなのかということだが。

駒井畜産課長 現在、県内には乳牛が6,000頭、肉牛が7,000頭ほど全部であります。その内数でございます。この死亡牛につきましては、平年ほぼ同じぐらいで150頭前後の死亡牛がございます。

高野委員 ここには115頭と書いてあるでしょう。平年150頭なのに、さっき言った病気があって、115頭って変じゃないか。

駒井畜産課長 その病気で死ぬということではなくて、原因は不明でございますけれども、農家で死んだ牛を全て検査するというでございます。BSEという病気は出ておりませんが、必ず検査はしなければならないということで、24カ月以上の牛については全て検査をして、その頭数ということですよ。

高野委員 さっきBSEがあったから頭数が多いという言い方をしていたと思うが。ただ、平均が今言った牛の頭数からいうと、1万3,000頭だよな。1万3,000頭といっても、それは総数だから、今言った24カ月とは数字がまたちょっと違う。要するに、何%ぐらいの牛が死んでいくのか。例えばここへ任せておくにしても、今回非常に多いということになると、ここのやり方がおかしいんじゃないか。

駒井畜産課長 先ほどの1万何千頭というのは、子牛から全ての牛で、県内で飼われている頭数のことですよ。この115頭というのは、先ほど24カ月以上の牛で死亡した牛と言いましたけれども、1万何千頭のうち、酪農家では平均で五、六歳ぐらいまで牛を飼います。肉牛農家では、平均で2歳から3歳ぐらいまで飼います。そのうちの24カ月、2歳以上で死んだ牛ということの数字でございます。これは牛が、BSEということではございませぬので、平均して大体年間百五、六十頭死んでおるということですよ。

今後、BSEの検査につきましては、国で月齢を上げまして48カ月齢以上になっておりますので、今後この頭数については、今年からでございませぬけれども、もっと減る予定でございませぬ。

高野委員 これは4月からで書いてあるけど、これは25年度の4月からということか。

駒井畜産課長 これは26年度でございませぬ。26年の4月から3月までの1年間の頭数でございませぬ。

高野委員 これは、一番直近の数字ということだね。

駒井畜産課長 はい。

高野委員 ただ、例年150頭ぐらい死んでいて、115頭ということは例年よりずっと少ないという意味か。

駒井畜産課長 繰り返しになりますが、ここの焼却炉については、150頭のその内数でございまして、農家によっては市町村の許可を得ながら、自分の農場の中に埋却、埋める農家もございまして。そういった農家はこの数字には入ってございません。焼却農家と埋める農家を合わせて150頭ぐらいになります。

高野委員 それでは、資料として成り立たないじゃないか。全体がどのくらいいて、例えば乳牛と肉牛とか分かれればいいけど、ただ数字を書いただけという意味にしかとれないけど。

駒井畜産課長 この八ヶ岳牧場においては、県から死亡牛の焼却という作業について、別途、委託業務として受けております。この焼却炉が八ヶ岳牧場にあるということで、そこで焼却作業をする業務の説明ですので、ここで焼却した分の頭数だけ書いてございます。

高野委員 そうだとすると、単純に1万3,000頭で、例えば130頭死んでも1%という理解をすればいいということか。1万3,000頭のどこが基準になっているかがわからない。例えばこれが焼却する場所に指定されていることはわかった。だけど、この指定されていることも、ここの事業の一つだよな。子牛育成協会の事業だから、全体的にどの程度あって、ここでどの程度処理されているのかは正確にはわからないのか。

駒井畜産課長 先ほども言いましたように150頭ほどですので、全体の1%ぐらいになりますが、その死亡の頭数については、大体24カ月以上、2年以上飼った牛はこのぐらいの頭数になります。

高野委員 全体の話の中で、ここだけじゃなく埋設もするし、ほかで処理すると言ったじゃないか。ここで燃してしまう以外は埋設しかないのか。

駒井畜産課長 肉牛につきましては、当然食用になりますので、それは生きているうちに食肉流通センター、屠畜場へ肉として出荷されますので、そういう牛については該当いたしません。これはあくまでも乳牛が中心になります。肉として出される牛はまた別途衛生サイドで検査をしておりますが、これはあくまでも農場段階で死んだ牛ということですので、頭数的には少なくなります、その頭数でございまして。

高野委員 乳牛が6,000頭、肉牛が7,000頭、山梨県で飼われている、乳牛にしても肉牛にしても合わせて常に1万3,000頭ぐらいが、処理されていく部分は除いて、全体的に大体1万3,000頭前後で推移しているということか。

駒井畜産課長 年によって多少減ってはきておりますが、平成17年度の数字でいくと大体1万3,000頭、乳牛、肉牛合わせてそのぐらいの頭数が飼われてございます。

高野委員 例えば肉牛の場合は、石和へ持って行って、病気があれば、そこで処分してしまうと。だけど、子牛育成協会の部分でも肉牛もあるわけでしょう。率はどうか。

駒井畜産課長 肉牛の場合、通常、繁殖雌牛といいまして、黒毛和種、子供をとる牛、これは長く飼います。長いものでは10年ぐらい飼う牛もありますが、そういったものは2年以上になりますので、農場で死んだ場合は死亡牛の検査の対象になります。ただし、肉になるものについては、大体その前に石和に出してしまいますので、この対象にはなりません。

高野委員 対象にならなくても、それはある程度把握はしてあるじゃないのか。

駒井畜産課長 頭数的には把握しておりますが、肉牛のうち、先ほども言いました繁殖に使う雌牛が500頭ほどですから、それが大体対象になります。

高野委員 子牛育成協会で1年間に平均的に管理している牛ははどのくらいなのか。簡単に言えば、その部分からこの焼却が出てくるわけだから、死んだものについてはこういう焼却していますよと。よそからの焼却のものも持ってきてしているのか。

駒井畜産課長 全県酪農家、肉牛農家、全ての農家のものを対象としています。牧場の牛だけではございません。

高野委員 端的に言えば、この数字は子牛育成協会で飼って死んだ牛とは限ってはいないという意味だな。

駒井畜産課長 そのとおりでございます。

高野委員 では、子牛育成協会で飼っている牛はどのくらいあるのか。

駒井畜産課長 子牛育成協会で飼っている牛というのは、黒毛和種、子牛をとって販売しているのですが、その親が今、県有牛として200頭おります。そのほかに、夏と冬、農家から預かっている牛が1日450頭ぐらいございます。1年中おりますので、延べ12万頭ぐらいになりますけれども、夏場は大体450頭ぐらい農家から預かっております。

高野委員 数字のマジックでよくわからないような気がするのだが、ここがやっている従来の仕事というのは、子牛を出して、要するに、大きくする。その中には乳牛もあれば肉牛もあるということでしょう。

駒井畜産課長 まずこの業務は大きく分けまして、今委員が言われたとおり、子牛をとって売るといふ、これは和牛に限ります。黒毛和種という肉牛ですけども、これは200頭ほど雌親がいます、それから1年に150頭ほど子供をとって売却しております。それからもう一つ、農家からの預託業務といいまして、夏場、天女山分場という広いところに酪農家の子牛を大体、1日450頭ぐらい預かって、それを大きくして、種をつけて返すという業務になります。それが夏場で1日大体450頭ぐらいになります。

高野委員 では、450頭が、夏場は預かって毎日出たりしているということなのか。

駒井畜産課長 それは期間を決めて、5月に入牧して10月までという期間お預かりしております。

高野委員 さっきそれで勘定すると 13 万頭とか何とかって言ったが、それと話が調整つくのか。つじつま合うかな。

駒井畜産課長 その 450 頭というのは夏場でございまして、それに日数を掛けたものと、あと、冬の預かりもしております。冬は面積的に制約されるということで 200 頭ほどになってしまいますけれども、それは 365 日、1 年中預かっているという意味で、延べにすると 12 万頭になります。

高野委員 じゃあ、450 頭を 2 カ月全部預かったら、それに 60 日を掛けるわけか。

駒井畜産課長 はい。

高野委員 同じ牛であっても 1 頭ずつの計算を勘定しとくと。子牛は、さっき言った子供とることと、そしてあとは、よそから預かった牛を生育するということが、子牛育成協会の仕事ということでしょう。もう少し仕事内容を詳しく教えてほしい。

駒井畜産課長 まず一番大きな業務といたしまして、今言われた八ヶ岳牧場で子牛を預かる業務がございまして。経営状況説明書の 439 ページに表がございまして、(2) の農家が保有する家畜の周年受託飼養管理業務がございまして。これが今説明させていただいた預かりの業務で、多いときだと乳牛で 1 日 490 頭、肉用牛で 171 頭がございましてけれども、これを牧場に預かった日数全て掛けたものが 12 万 5,948 頭という延べの頭数になります。

それからもう 1 つ、(1) が、先ほどの肉用牛の販売の件でありますが、繁殖雌牛を 201 頭使用しております。そこから 187 頭の子供をとりました。そのうち 152 頭を肥育農家に売却しております。こういった業務が一番大きな業務になります。

高野委員 12 万 5,000 頭というのは延べ日数で勘定しているから、子牛のこの計算式でいくと、平均的な部分というのはどのぐらいか。

駒井畜産課長 平均的というのは、牧場にいる頭数ということによろしいですか。夏場ですとやはり 450 頭ぐらいが 1 日に平均います。冬場ですと黒毛和種が 200 頭、預かりが 200 頭でございまして。365 日で計算しますと、1 年を通算しますと、1 日大体 340 頭ぐらいになります。

高野委員 延べ頭数という言い方が合っているか合っていないのかわからないが、そういう計算式で計算するわけか。

駒井畜産課長 ここの業務の場合、種をつけて、種がついたら出てくるといって、1 頭がいつからいつまでと決まった日ではございませぬので、やはり延べ頭数で計算をして評価をしておるところでございまして。

高野委員 例えばこれを出資法人の扱いをするときには、延べ頭数でしないと、牛に対する食糧代も計算ができないという意味で延べ頭数になっているということか。

駒井畜産課長 1 日幾らという計算でやっていますので、延べ頭数で出させていただきます。

質疑

（山梨県道路公社について）

早川委員 先ほどの説明にもあったかと思いますが、今年度、地方創生の交付金を使って、雁坂トンネルを無料化する資金は実施計画の営業外収入の 1 億 9,800 万円がそうなのですか。

丹澤道路整備課長 委員御指摘のとおりでございます。この内訳ですが、雁坂トンネルはあくまでも損失を補填するという事で計上してございまして、これまでの過去の収入実績とか収入目標額等を勘案いたしまして、無料化期間に相当する収入が見込まれる額につきまして補填額を決めてございます。その合計が 1 億 9,805 万 5,000 円という額でございます。以上です。

早川委員 先ほどスタート期間などの説明はあったのですが、改めて雁坂トンネルと富士山有料道路の金額がそれぞれ幾らで、日数がどれぐらいか、もしわかれば教えてください。

丹澤道路整備課長 雁坂トンネルにつきましては、先ほども概要説明で申し上げましたとおり、この 7 月 1 日から 11 月末まで、全車種、全曜日という形で完全に無料化ということでございます。この期間につきましては、平成 23 年に経営計画を見直しました収入目標額がございまして、これの期間に相当する部分の見込まれる収入ということで 1 億 5,644 万 7,000 円を雁坂トンネルということにしております。

富士山有料道路につきましては、現在はマイカー規制を行っているところでございます。夏山シーズンが終わりますと、9 月 15 日から、終期につきましては同じく 11 月末という予定でございます。ここは観光道路でございまして、平日のみ、しかもマイカーのみということで、観光バス等については無料化を図らないということで、期間につきましては 9 月 15 日から 11 月末、曜日につきましては平日のみ、無料化はマイカーのみということでございます。同じように、過去の収入実績等から補填額を県から投入するわけですが、その金額につきましては 4,040 万 8,000 円ということになります。予算計画に載っておりますのは、これにあと 120 万円ほど、無料化の P R、広報活動、チラシ等を配る経費を計上しまして、その合計が、1 億 9,805 万 5,000 円という金額になっております。以上です。

早川委員 それだけの金額を投入して、富士山についてはこれからだと思いますが、雁坂トンネルについてはもうスタートしているわけですね。現状の実績や効果を教えてください。

丹澤道路整備課長 7 月 1 日から始めまして、きょうが 21 日でございます。きのうまでの集計で 3 万 8,000 台ほどが利用されております。これが去年のこの期間に合わせて比較いたしますと、去年のこの期間 7 月 1 日から 20 日までが 2 万 3,000 台ほどでございますので、差し引きますと約 1 万 5,000 台、パーセントにしますと約 166%、6 割 6 分ぐらいふえているという成果になっております。

データではございませんが、現地の道の駅みとみ等も、この無料化に合わせてイベントをされていることもあるかと思うんですが、例年になくにぎわいが出ているとは聞いてございます。これにつきましては、全てが終わった段階でまたアウトカムとしてどんな効果があったかは検証してまいります。以上です。

早川委員　　もちろん無料だからふえているので、大切なのは、無料だから導入効果をして来年ふやさなければいけないと思うのですが、方針として、来年も何か考えているわけですか。

丹澤道路整備課長　これにつきましては、この 2 月の補正予算で、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、地方創生の先行型交付金を利用させていただきながらやっているということでございます。

来年どうするかということにつきましては、今年の結果を見ながら、財源をどうするかということもありますので、まだ方針は決まっておりません。ただ、県予算の事業名が誘客促進ということですので、広くこの観光地やルートを認識していただき、継続的にここを通過していただく車両がふえていくことを目標とさせていただいております。

早川委員　　最後に、富士山の有料道路についてですが、山開きがあって、マイカー規制が 7 月 10 日から始まっていると思うんですけども、御案内のように悪天候で登山者が減っております。マイカー規制がスタートして 10 日ぐらいたって、実際の有料道路の状況、これは乗用車がストップして、バスとかタクシーの状況について、現時点でわかれば教えてもらいたいです。

丹澤道路整備課長　これにつきましても、毎日の通行量のきのうまでの集計分を持ってきて、先ほどの雁坂についても御説明させていただいております。富士山有料道路につきまして、昨年と今年は、トータルの台数でいいますと、昨年の 94% ということでございます。これは、曜日を合わせなければいけないものですから、昨年の 7 月 2 日から 7 月 21 日、今年の 7 月 1 日から 7 月 20 日という比較ではございます。

ただ、傾向としましては、マイカー規制以前も含めた数字で今申し上げたところなんですけれども、大型観光バスが、現在のところですが、4 割近くふえているということでございます。全体が減っている中で観光バスがふえている、その中でも特に外国からのツアーということであるかと思えます。特に最近、中国の方のツアーが非常に多くなっていると聞いております。その辺の、詳しい分析は今からでございますが、バスツアーのお客さんが非常に多くなっているという傾向にあることが今つかめている状況であります。以上です。

遠藤委員長　委員各位に申し上げます。質疑に関しましては、指定管理施設業務の管理の業務または経営状況に関することとしております。平成 26 年度のことでお願いしたいと思います。

桜本委員　　受託業務について伺います。これについては、山梨県ないし埼玉県からの受託しか受けていないのですが、そこしか受けられない決めが何かあるんでしょうか。

丹澤道路整備課長　先ほど概要説明で言葉が足りなかったのかもしれませんが、有料道路と連続しているところです。実際は料金所前後、例えば雁坂トンネルでいえば、料金所より手前、あるいは富士スバルラインでいえば、国道 139 号から上の部分が有料道路と一体となっているということで、その部分について受託させていただいているということと、あとは、26 年度におきましては、富士山有料道路につきまして、5 号目の修景事業、のり面の修景、格子型ののり枠があったんですが、それを修景しなければいけないということで、本来道路管理者である県からお金

を出しまして、道路公社に受託していただいて事業をしたものも含まれてございます。以上です。

桜本委員　　どんな規定から、連続する、接続するとい部分に絞られているんですか。というのは、やはり除雪というようなことになれば、道路公社といった機関であればそれだけの機種も機械も持っているわけですから、道路公社の使命から言ってもそれにこだわらなくてもいいような気がします、なぜそんな制約をつくっているんですか。

丹澤道路整備課長　　特に制約ということはございませんが、有料道路を管理する道路公社でございますので、そこと連絡している、連続している部分とか、有料道路に関連する部分を積極的に受託させていただいているということでございます。

桜本委員　　事業概要では、有料道路事業、駐車場事業、受託事業ということで、そこできられているようなには感じませんが、何かそれを説明するようところが参考資料とかに入っているんですか。

丹澤道路整備課長　　参考資料に山梨県道路公社の定款がつけてございますが、13条に業務の範囲という規定がございます。

（ 休 憩 ）

桜本委員　　このほかに、14条には業務方法書の規定があり、道路公社が業務の上に関し必要な事項はこの定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによります。この業務方法書によっても定めができるんですか。要は、僕が言っているのは、狭くするのではなく、もし広められるような考えがあるのであれば、皆様方が積極的にこういう部分があるから雪害の折にはこういう運用をとって広く示して事に当たりますといった気持ちを持っていただきたいと言っているんです。現状を狭くする話を聞きたいわけじゃなく、こういった切迫したときには、範囲の広い適用も含めてこういったこともできますということはないんですかという質問なんです。

丹澤道路整備課長　　ただいま委員御指摘ございましたとおりだと考えます。年度があげましたので一昨年度になりますが、大雪害の折には、公社からも国道137号まで除雪に出動をさせていただいております。現に定款にとらわれて業務を縮小しているという御指摘ございましたが、そのようなことがないように臨機の対応はさせていただいております。ただ、一応、道路公社も料金収入で運営しているという範囲もございますので、その辺も少しは考えながら、委員御指摘のとおり、より柔軟な対応をとらせていただくように努めてまいります。以上でございます。

桜本委員　　通行料から成り立っているのは本当におっしゃるとおりです。でも、道路公社といった団体の使命として、こういうことによってこういう事態であるからやりました、赤字になってしまいますというのは、県民に対しても、それは誰でもが納得できる事業です。そんなふうに、私が言っているのは、マンパワーもお持ちだし、機材をお持ちのわけだから、いざというときにはこういったこともできますよということをやっぱり出しておいていただければこれにこしたことはないという、そういった気概で努めていただきたいということです。以上です。

丹澤道路整備課長 今委員御指摘のとおりでございます。今後も単に公社の健全運営だけではなくて、広く世の中のために立つ道路公社であるように努めてまいります。以上でございます。

質疑

（山梨県住宅供給公社について）

桜本委員 改革プランに基づいてという言葉がたびたび出ていますが、例えば改革プランの全容を見せていただいて、前年度はこのような形で行いましたというものをを見せていただかないと、改革プランというものが目に見えてこないじゃないですか。改革プランにのっとってという言葉が出てくるわけであれば、別添でつけて、その中でわかりやすい説明を必要と考えませんか。いかがですか。

渡井建築住宅課長 今、桜本委員のおっしゃるとおりで、私もこの説明をするときに、どうやって説明したらいいのかと非常に苦慮いたしました。そこで、お許しがいただけるのであれば、改革プランを配付させていただき、概要と昨年度の取り組み状況について御説明させていただきたいのですが。

遠藤委員長 ただいま渡井建築住宅課長から、改革プランの資料について配付したいとの旨がございました。これを受けることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

遠藤委員長 それでは、お願いいたします。

（資料配付）

遠藤委員長 それでは、桜本委員の御指摘のように改革プランが今配付されましたので、これの説明を求めたいと思います。

（建築住宅課長説明）

桜本委員 平成35年度を指定管理として考えるという根拠はどこから出ているのでしょうか。最終ページに、指定管理にするのか、管理代行制度にするのかという比較も出ているわけなんです。場合によっては得になるものであれば、1年でも早く先駆けてやったほうが、県民にとって負担額が少なくなるのであれば、もう少しスピードを上げたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

渡井建築住宅課長 今委員のおっしゃるとおり、昨年度の前の策定の段階でも、やはり執行部側においてもさまざまな意見がございました。その中で、解散の時期についてというのが、9ページを見ていただきたいのですが、全体的話からさせていただきます。ファミ賃事業の終期につきましては、基本的に49年度までの借入金、また変更等を行えばちょっと延びるところもあるんですが、基本的には平成50年度を目途にしています。これが平成50年度を設定した大きな理由になっております。また、解散に要する費用についてなんです。それを検証したところ、やはり直近で解散すると県の負担が大きくなってしまい、平成50年度を仮に設定したときのほうが安くなる、そういう比較検証等を行っております。

それから、今委員から御指摘がありました県営住宅の管理についてでございます。

す。最後の 15 ページをお開きいただきたいのですが、現在、住宅供給公社では 21 名以下の体制で執行しております。特に住宅管理の部門はその 3 分の 2 を占める中での執行になっておりまして、県営住宅の管理には、今、委員御指摘のとおり、指定管理者制度と管理代行制度がございます。管理代行制度の場合は、入居の申し込みからそこで決定ができるというメリットが高く、また、県民にとってもサービスの向上につながります。

また一方、指定管理者制度にかえたときには、昨年度他県の状況を視察に行ったときの状況を踏まえ、民間指定機関だと、やはりクレームが行政に寄せられる件数が多くなってしまいます。また、一旦指定管理者に申し込みをしますと、その後、県に手続をしなければならない、手続が少し延びてしまうとか、今、さまざまな検証等を行っております。35 年を目途に指定管理者制度等に移行する予定でいるとこのプランには書かれてはいるんですが、委員の話がありましたとおり、少しでも早くということで、その前の段階から試行的に取り組んでいけるように今現在調整を行っている最中でございます。以上です。

桜本委員

ちょっと何点かのことをすりかえて言う場合があるようです。例えば借入金の返済については、ファミ賃の借り入れは除くとか、一方、50 年にしておくのは、その部分があるからだというようなことです。我々の県民の福祉というのは、分けることによって、お金はこのように最短で迷惑を最小に考えるようにしますと。そして、指定管理者制度では、そういった入る方々に対するサービスと別にやっぱり考えていく必要があると思いますし、ここまでの 100 億円に近いものについて、やはり皆様方公務員としては、我々が政治的な判断をしやすいように、幾つかの面で、最終的な判断は議会に委ねるといった姿勢も必要なんじゃないですか。あなたたちの考え方が全てだ、私たちがやり繰りを考えているからではなく、あなた方は、幾つかの想定する材料を我々に提供して、「こんなような状況に陥ってまことに申しわけございません。幾つかのこういう手法がありますから、ぜひ政治的な判断を議会に委ねますので、考えて検討していただけませんか」というお役目じゃないんでしょうか。いかがですか。

渡井建築住宅課長 今委員おっしゃられた策定の状況については、深く存じ上げているわけではございませんが、借入金のお話をさせていただきます。住宅供給公社が現在ファミ賃で借り入れを行っておりますのは、オーナーと共同事業で住宅金融支援機構から建設費の融資を受けて対応しています。昨今空き家が多いということで収入が減ってしまい、なかなか収入が得られず、滞納がありました。滞納があったために、公社が立てかえて支援機構に払わなければなりません。それが平成 25 年ころには 6 オーナーほどございましたけれども、26 年度においては 1 件減って 5 オーナーになりました。また、今年度、ちょっと増減がある状況で、いろいろ浮き沈みがありまして、現実的に改革プランを策定するとき、何件ぐらいが減るのか、あるいは何件ぐらいふえるのかが把握できませんでしたので、改革プラン上の借入金の整理の段階では、ファミ賃事業に係る分は除くと整理させていただきました。

もう 1 点、ファミ賃事業については、今度、公社経営に移って、借入金は家賃収入で適正に返していくという整理であったために、この改革プランとは別枠で借入金の返済は達成できるという見込みで整理をさせていただいたという状況でございます。

桜本委員

今、課長の話では、経済事情によって入居率が落ちたというケースもあります。中には、家賃を違うところに流用しているというケースも多々あるんじゃない

いですか。いかがですか。

渡井建築住宅課長 委員のおっしゃるとおり、滞納したオーナーの中にはさまざまな方がいらっしゃいまして、法人の場合なのですが。

桜本委員 そんな話を聞きたくないですよ。そういった入居に応じた家賃が入りながらも返済をしていない。それを今までちゃんと毎月毎月チェックしていくのが皆様方の役目だったんじゃないですか。実際、家賃は入っているのに、返済が滞っているのはどうしてですか。何か違うほうに流用しているんじゃないですかというチェックを入れるのが皆様方の役目じゃないんですか。

渡井建築住宅課長 その点について、住宅供給公社においては、平成24年以前ですが顧問弁護士等に相談等を行ってまいりました。そのときに公社では、仮にその法人が潰れたときにどうなるかを含めて機構とか顧問弁護士にも相談したんですけども、公社でそれを処理できる財政的な余裕がない。今、県では、公社が民間金融機関から借り入れるための損失補償をした上で金融機関からお金の融資が受けられるという手はずを、議会の承認をいただく中で今、実行させていただいている最中ではございますけれども、当時においてはその手段が全くなかった。したがって、民間のオーナーが潰れたときに、公社も共倒れする可能性がありました。したがって、なかなか強く債権回収ができなかったという実態がございます。

しかしながら、今回の改革プランで御承認いただいたものを踏まえて、厳格な債権回収として、今現在行っておりますのは、差し押さえ、競売の申し立て、行く末は、それを競落して公社経営に移すことを進めております。

桜本委員 経営状況説明書568ページの、ファミ賃等割賦事業に、法的手続によりその物件を取得し直接経営を進めると書いてあるんですが、こういう方面で流れが変わったということによろしいですか。

それに伴って、ファミ賃の8オーナー、この8オーナーの特定をする必要はありませんけれども、例えば1番から8番でも構いません。その辺の状況をやっぱり細かく、これからも公社による借入金が大きくなっていく可能性があるのであれば、随時、1年に半期ずつぐらい、8オーナーの現状と見通しを、我々に判断できる資料提供していく必要があるんじゃないですか。いかがですか。

例えばここに出ている8オーナー、1番から8番まで並べて、これは優良、あるいはやや厳しい、これは間違いなく法的手続により物件を取得しなければならないとか、色分けをする情報を我々に出してくれなければ、全然わからないです。

渡井建築住宅課長 未収金オーナーの状況でございますけれども、口頭で申し上げさせていただきます。現在、未収金を毎月20万ずつ追加して支払ったり、余分に未収金を支払っていただいて、現状どおり動いているのが2オーナーでございます。それから、変更契約を締結しましたのが1オーナー。変更契約というのは、住宅金融支援機構と協議を行って、毎月の返済金額を下げている物件でございます。それから、任意売却予定のオーナーが1件でございます。競売の申し立て中で、差し押さえをしているオーナーが2オーナーでございます。このうち1オーナーにつきましては、今月ないし来月ぐらいには競売の確定が行われます。また、もう1件については、9月以降入札が行われる予定でございます。それから、家賃差し押さえ予定が1オーナーでございます。それから、未収金納付の協議中が1オーナーです。現在、未収金の関係で調整している8オーナーは、今のような状況でございます。

桜本委員 口頭で今わかる範囲の中を説明していただきましたけれども、この借入金の部分で、ファミ賃が含まれること、含まれないことによって山梨県における返済計画だとかもまた大きく変わっていく中で、やはりその部分についても明確に、時系列でこの 8 物件がどのような流れで行っているのか、そして、将来行きそうなのかという情報も含めて情報提供を今後、例えばこの特別委員会は終わってしまいましたが、常任委員会の中で提示していくとか、そういったやり方というのは、非常に大事に思うんですが、いかがですか。

渡井建築住宅課長 今、委員から話もございましたので、内部調整させていただきまして、委員会側とも相談させていただく中で進めてまいりたいと考えております。

桜本委員 そして、頑張ったおかげで、毎年 1 億五、六千万円だったものが今年度約 3 億 8,000 万円と、倍以上返済していったとように、そういった考え方あるいは数字的な努力によって、例えば平成 50 年に終わるものをもうちょっとこんなふうな形でやっていただければ早くできますと。ぜひ政治的な判断ができるように、皆様方が、こんなふうにやっていただければ計画が短く済むとか、返済計画も、あるいは金額もこのように済むというようなものを、議会側に判断できるものを用意することを考えてください。県土整備部長を呼んで、話を聞かせてください。

（ 休 憩 ）

遠藤委員長 これより質疑に入るわけでございますが、先ほどの質疑につきまして、桜本委員の質問から入りたいと思います。

桜本委員 非常に高度な政治的判断も必要といった分野から質問を再度させていただきます。26 年度においては、欠損金も約 3 億 8,000 万円減らしたという実績のもと、通常であれば 1 億 6,000 万円という中で、今年度そういったものができたということは、経営努力によってこれだけの数字ができるのであれば、解散時期を平成 50 年ということで絞らず、あるいは早期に解散をすることについて、やはりその都度、行政から我々に、政治的判断をできるものを適時にいただきたいと思います。そして、指定管理者制度においても、いいことで実証ができているという部分であるし、また一方では、我々も早い段階からこの管理は指定管理者に委ねるべきだということを議会の中でも申し上げてきました。そのような中で、35 年度にはできるのではないかという方向も示されたところではありますが、もうちょっと早くそれができるんじゃないのかと。やはり金額あるいはそういった債務を 1 日でも早く終わるにつけては、皆様方の提示あるいは幾つかの資料提供が必要ではないか、そういったものについて積極的に出していただきたいということが質問の 1 点でございます。

2 点目においては、ファミ賃、これも 8 オーナーがいるわけですが、最初、時代に応じて空き室が目立って返済が滞っていたという皆様方の説明でしたが、そうではないでしょうか。違う事業に家賃を振り向けて家賃の返済が滞っているというように、やはり最終的に事が起れば、我々県民にその負が来るわけですから、この際、その 8 オーナー個別のものを段階的に出していただいて、入居率とか、入金金額、あるいは返済、そういったものが適時的確にできているのかどうかという情報提供を我々にしてほしいということを質問させていただきました。お答えください。

大野県土整備部長 ただいまの桜本委員の御質問にお答えします。現在の住宅供給公社の改革

プランについては、順調に進んでいると我々も考えておりました、30年度までの5年間の計画でございますので、平成30年度にその検証を行うこととしております。その検証結果については、当然であります、議会にも報告させていただきながら、また今後さらなる改革が必要かどうかについては判断いただきたいと考えております。

あとは、ファミ賃等の未収金の対応状況につきましては、これについては、常任委員会の求めに応じて適宜情報提供させていただきたいと考えております。以上でございます。

遠藤委員長　　ただいまの質疑につきまして、ファミリー賃貸については、総括審査の中でできるものがあれば質疑いただきたいと思います。また、それまでに明確な資料が御用意できましたら、委員に配付していただきたいと思います。

以　上

指定管理施設・出資法人調査特別委員会委員長　遠藤　浩